

第5章 施策の展開に当たって

1 栃木県内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整

漁業調整の実施に当たっては、漁業法に基づき、知事は栃木県内水面漁場管理委員会の意見を聞き、公平・公正な調整を図ります。

2 試験研究の推進と技術の普及

県は、栃木県農業試験研究推進計画に基づき、本県水産業の活性化に向けた試験研究を積極的に推進します。

また、漁業団体や養殖生産者、地域住民等に対し、速やかに知識や技術を普及します。

さらに、広範な情報収集や技術水準の向上に努め、関係機関・団体からの指導・協力要請に的確に対応します。

3 市町や関係機関との連携

漁協等関係団体との連携に加え、市町、関係機関及び消費者等との連携をこれまで以上に強化して消費を拡大し、地域の特徴に応じた「栃木の水産」を振興します。

4 情報の発信

県ホームページやなかがわ水遊園の情報発信機能などを活用し、積極的かつタイムリーに情報を発信します。